

様式4

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	受診命令拒否などによる補償給付の一時差止め	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第138条	
所 管 課	保健所 保健医療課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合はその理由)	<p>○設定・設定できない</p> <p>○法令の定めによる</p> <p>* (参考)</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律 第138条</p> <p>「補償給付を受けることができる者が、第136条の規定により報告又は文書その他物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に対する補償給付を一時差し止めることができる。」</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <p>適用除外</p>	<p>適用除外</p> <p>行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。</p>